**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十二年十一月二十九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十三年二月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十八日

東京都世田谷区奥沢五丁目四〇番七号
医療法人社団翔期会
清算人　黒岩　俊一

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十八日

名古屋市中川区高畑二丁目二三九番地
特定非営利活動法人フリースタイル
代表清算人　奥山　健児

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年二月二十三日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十八日

広島県安芸高田市向原町保垣一四二四番地
宗教法人法成寺
清算人　福間　孝範

**解散公告（第三回）**

当協会は、平成二十三年二月二十五日開催の臨時総会の決議により平成二十三年二月二十八日解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十八日

香川県高松市番町四丁目八番二〇号
社団法人香川県雇用支援協会
清算人　國東　照正

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成二十二年十二月十九日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十八日

福岡県豊前市大字中村四一二番地二
清算法人豊前市角田土地改良区
代表清算人　三谷　照雄

**配当公告**

富山市金山新東五〇一番地、商業登記簿上の本店所在地富山市黒瀬二二七番地
破産者　株式会社森本組

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第七一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四億五一九八万二八三六円
一、配当することのできる金額
金一八三一万一五四〇円

平成二十三年三月十八日

富山市堀端町二番二号
破産管財人　山本　賢治

**配当公告**

名古屋市南区芝町一六番地
破産者　株式会社キタノ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三三八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金五一九、〇九〇、〇三八円
一、配当することのできる金額
金二九、七一一、〇一七円

平成二十三年三月十八日

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番一七号中外東京海上ビル一二階
破産管財人　榎本　修

平成二十三年三月十八日

広島県尾道市新高山三丁目一一七〇番地の一三
破産者　東建工株式会社

右の者に対する広島地方裁判所尾道支部平成二十年（フ）第一六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金六七〇、〇〇〇円
一般債権　金一五〇、九九八、四七八円
一、配当することのできる金額
優先債権　金六七〇、〇〇〇円
一般債権　金一三、五八六、八二八円

平成二十三年三月十八日

広島県福山市若松町一〇番七号　若松ビル四〇一号
破産管財人　塚本　義政

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県ひたちなか市大字勝倉五〇〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　谷田部勇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号
カナザワビル五階武田隆志法律事務所
相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県児玉郡上里町大字藤木戸一〇番地、最後の住所東京都八王子市犬目町五六〇番地養護老人ホーム竹の里
被相続人　亡　川田　良實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中　由規子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県伊那市富県一二五九番地、最後の住所埼玉県新座市栄三丁目一番八号日の出荘一一号室
被相続人　亡　北原　延晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県猿島郡境町九六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉葉徳太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

事務所東京都中央区八丁堀四丁目一一番七号神谷ビル六階
相続財産管理人　弁護士　藤村　厚夫

## 第52期決算公告

平成23年3月3日

山形市鉄砲町二丁目13番18号
**蔵王ゴルフ株式会社**
代表取締役　渡辺　純夫

**貸借対照表の要旨**　（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 48,363 | 流動負債 | 19,507 |
| 固定資産 | 1,162,923 | 固定負債 | 875,503 |
| 有形固定資産 | 1,142,914 | **負債合計** | **895,010** |
| 無形固定資産 | 3,903 | 株主資本 | 316,276 |
| 投資その他の資産 | 16,105 | 資本金 | 80,000 |
| | | 資本剰余金 | 236,276 |
| | | 利益剰余金 | 5,770 |
| | | 利益準備金 | 230,506 |
| | | その他利益剰余金 | (7,628) |
| | | （うち当期純利益） | |
| | | **純資産合計** | **316,276** |
| **資産合計** | 1,211,286 | **負債・純資産合計** | 1,211,286 |